

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年7月12日（平成29年（独個）諮問第45号）

答申日：平成29年10月16日（平成29年度（独個）答申第48号）

事件名：本人に係る調停の合意文書（確認書）の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月15日付け総法文1057号による開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

原処分を取り消し、特定された文書1件の開示範囲を拡大せよ。

本件では添付したような資料Aのような文書が開示された。文3行を除き全て黒四角で隠蔽（保護）されている。関係法令や東北大学の規約、これまでの情報開示や広報、プレスリリース、教員の出版実績、教育・研究・学会活動の担保の観点に照らせば、本件特定文書は全て開示対象となるべきものである。資料Bには個人情報を保護した場合の開示候補例を示した。なお本件は懲戒処分事案と同一事案についての「調停の合意文書（確認書）」であり、関連する紛争は一切解決している。

特定大学関係者は「別の事案であると恣意的に曲解し・不自然かつ不公正な手続きを巧妙に操作」し、懲戒事案を仕立てた故、総長はじめ多くの大学構成員に2次被害が生じていることを申し添える。本文書の公表は正当な権利の担保でありその意義は大きいと思慮する。

（本答申では添付資料は省略）

## (2) 意見書

諮問庁からの「理由説明書」（下記第3）の「2 諮問理由説明」に「（1）異議申立ての理由」と「（2）諮問の理由」の項目があり、今回はこれら「新たに知らされた部分や説明」を中心に意見を述べる。諮問庁の説明は多くの錯誤や虚偽があり公正な審査の実現に憂慮している。審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も十分に参照し、結論の根拠たる事実関係を慎重に審査することを求める。

今回の開示請求（平成27年6月17日付け）はやや分かりにくい状況がある。実質的には、法人文書たる「調停の合意文書（確認書）」の公開等取扱いにつき、法に則り諮問庁の見解を求めた結果となっている。

「調停の合意文書（確認書）」の趣旨や扱いについては、諮問庁本部の責任担当者及び部局（人事関係、広報関係等複数部門）に文書及び口頭で複数回問い合わせたにも関わらず、回答が一切なく、上記のように情報公開制度を利用するに至ったものである。

背景には、特定事案がありそれを諮問庁関係機関及び関係責任者が隠蔽し、行政権を乱用して種々恣意的に操作し、特定個人の権利を蹂躪し（本人には一切通知もなく、特定措置A；後に特定措置B。これも一切説明も連絡もない。）、不公正な結果（合意解決後にも特定対応、妨害；制裁）を維持し続けているものである。すなわち、“被害者を加害者に仕立てている”のである。

またこれら一連事案につき、責任者を交えた合議解決が成立したにも関わらず、別件として仕組み当方を強制処分したものである。

情報開示の結果、「別件申立文書は時期的にも不自然で署名等欠落し偽作」である事を示している。参考となる類似事案が特定国立大学法人で生じておりこちらは広く報道されている。

まず「（1）異議申立ての理由」に記載したように「調停の合意文書（確認書）」の公開可能部分は文3行に過ぎず、この文書の趣旨、経緯、関係状況との整合性に照らし、極めて偏った不自然な判断になっている。関係法令に照らしても不適正であり、異議申立ての対象となった。

「（2）諮問の理由」に「請求者があらかじめ請求対象から除くことを求めている部分を除き全部開示とした」とあるが、「全部開示」に異議を申し立てているのではなく「請求者があらかじめ請求対象から除くことを求めている部分」の特定に異議を申し立てている。つまり文書開示範囲特定の不適正を問題にしている。

「（当該文書は）学内外に公開するものではないため」とあるが、学内にそのような規定はない。当該文書の趣旨から状況により特段の配慮をした上で積極的に公開すべき内容である。特に学内には公開の意義は

大きくまた報道機関にもリリースすべき内容と思う。事実諮問庁において類似趣旨内容が公開された事実がある。

ハラスメント事案解決手段で3種類ある中で「合意による解決」が一番円満であり、公正性の観点からも、将来性の観点からも好ましいものである。私は本件合意文書作成に至るにあたり、「大学の将来の為」を常時考え、関係者の理解と意見調整に尽力してきた。またこれらの趣旨を文書で本部委員会に提出し受理されている。

諮問庁は「調停の合意文書（確認書）」関係事案と「懲戒処分事案」とは別事案と主張しているが、これは実質的にも、手続き経過からもあり得ないことである。事実審議過程で関係事案は全面解決を何度となく確認している。また本部委員長からも、「事案全面解決に向け十分に幅広く検討するように」旨メール連絡を受けている。相手方を追加したのもその理由との説明があった。納得のいかない点多々あったが、特定時期を迎え、新たなスタートの気持ちを大切に譲歩した。この全面解決の確認は合意書作成の前にも後にもあった。合意調停で解消しきれない部分についても「将来に向けての発展に託す」ということで双方前向きに解決した。この様な総括的解決法を取るのが、大学の発展に極めて望ましいと小生を含め関係者の合意であった。別事案はあり得ない。このような不都合を隠蔽するために「調停の合意文書（確認書）」の存在そのものを明らかにしたくないとの諮問庁の“不当な思惑”が見え隠れしている。

本件事案では関係委員長の裁量逸脱の事実が文書開示から証明されており、また親の全学防止委員会のメンバーが全学調査委員会や全学調停委員会のメンバーを兼任している事実も情報開示請求の結果確認されている。事実当事者を拡大したり変更したり、追加異議申立てを誘導したり（不備文書で「偽物」）、様々な不正策略が開示されている。よって、別事案であるとの主張は到底成立しえず、諮問庁のとるべき判断とは認められない。もしこのような主張を認めるなら、合意調停制度そのもの、さらにはハラスメント防止対策制度そのものの否定と崩壊である。

これらを勘案すると、文書開示部分は「個人名を除いたその他すべて」になると思慮する。審査会においては、行政権力の公正かつ適正な行使に着眼し、弱い立場の市民や被雇用者の信頼・希望・知る権利を擁護し発展に尽力するよう祈念する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経緯

平成27年6月17日に、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開示請求があり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する旨の決定を平成27年7月15日付けで行った。

その後、平成27年7月17日付けの異議申立書が提出され、同月21日付けでこれを受理したものである。

## 2 諮問理由説明

### (1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

### (2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人が申立人となったハラスメント調停申立ての成立時に作成された「調停の合意文書(確認書)」について、本学の客観的な運用実態を一般市民等に公開した場合に、本学教員としての守秘義務及び就業規則等に抵触する部分を除いた部分の保有個人情報を求めているものである。

この請求について、調停の合意文書(確認書)を特定し、請求者があらかじめ請求対象から除くことを求めている部分を除き全部開示とした。

異議申立てを受け、改めて請求対象から除く部分について検討したが、ハラスメント申立ての「調停」は、ハラスメント全学防止対策委員会のもとに設置されたハラスメント全学調停委員会が、紛争当事者間の話し合いを円滑に進めるために必要な仲介を行い、当事者同士での話し合い又は調停案の提示により紛争解決を図る手続であるが、当該文書は、当事者間で合意に達して作成され特定の当事者間で交わされたものであり、学内外に公開するものではないため、合意に関する記述や当事者の所属及び氏名、日付等は、請求者があらかじめ請求対象から除くことを求めている内容に該当すると判断したものであり、本学の決定は妥当なものと考ええる。

なお、異議申立人は、本調停事案が懲戒処分事案と同一であり本調停にて一切解決していると述べているが、これらは別事案であり、本件の判断に影響を及ぼすものではない。

以上の理由から、原処分を維持し、諮問するものである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月21日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年9月11日 審議
- ⑤ 同年10月12日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

諮問庁の説明によれば、本件開示請求は、東北大学の教員である異議申立人が申立人となったハラスメント調停申立ての成立時に作成された「調

停の合意文書（確認書）」について、異議申立人が当該文書を公開した場合に、教員としての守秘義務及び就業規則等に抵触する部分を除いた部分に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、「調停の合意文書（確認書）」に記録された保有個人情報のうち「合意に関する記述や当事者の所属及び氏名、日付等」を除く部分に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、全部開示する原処分を行った。

異議申立人は、「調停の合意文書（確認書）」には、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が存在するはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

上記1のとおり、本件異議申立ては、外形的には、保有個人情報の特定の妥当性を争点とするものであるが、開示請求書の記載によると、開示請求の対象として特定すべきか否かは、公開した場合に東北大学教員としての守秘義務及び就業規則等に抵触するか否かの判断によって決まるから、結局、本件異議申立ては、この点に関する東北大学の判断の当否を争うものと解される。

諮問庁は、「調停の合意文書（確認書）」は、特定の当事者間で合意に達して作成されたものであり、学内外に公開するものではないため、「合意に関する記述や当事者の所属及び氏名、日付等」を異議申立人が除外を求める守秘義務及び就業規則等に抵触する部分であると判断し、これらを除く部分を本件対象保有個人情報として特定した旨説明する。

ところで、特定の情報を公開した場合に東北大学教員としての守秘義務及び就業規則等に抵触するか否かについては、その判断の基準となる法の規定はなく、東北大学内部の問題であるから、諮問庁である東北大学の判断が尊重されるべきである。したがって、「調停の合意文書（確認書）」のうち「合意に関する記述や当事者の所属及び氏名、日付等」を異議申立人が除外を求める守秘義務及び就業規則等に抵触する部分と判断し、これらを除く部分を本件対象保有個人情報として特定したとする諮問庁の上記説明は、これが明らかに不合理であるとする事情は認め難いので、是認するほかない。

以上のことから、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、東北大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

「調停の合意文書（確認書）」が法人文書にある（開示請求書に添付）。その合意文書の示すように、東北大学特定組織側と私のトラブルは双方の立場を尊重し、また東北大学及び関係者それぞれの発展に資する形で一切が解決している。そこで当該文書の開示（部分または全部開示）を求める。

なお以下の情報をあらかじめ開示請求対象から除くことを求める（つまり開示請求不要かつ対象外）：東北大学の客観的な運用実態を構成員及び教育・研究関係者、行政関係者、一般市民に理解・把握していただく目的に当該文書を使用ないし公開した場合に、東北大学教員としての守秘義務、就業規則等に抵触する部分。

なお本件の“使用ないし公開”は教育・研究あるいは社会貢献活動の一環として行うものであり、憲法その他関連法令に基づく学問・良心・研究の自由の実践として行うことを申し添える。

### 2 本件対象保有個人情報

「調停の合意文書（確認書）」に記録された保有個人情報のうち、「合意に関する記述や当事者の所属及び氏名、日付等」を除く部分に記録された保有個人情報